

平成15年度第3回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成16年2月26日（木）午後7時から9時

■場所：宮代町郷土資料館会議室

■出席者：高畑委員長、中村委員、島村委員、飯田委員、新井委員
桐川教育長、青木課長、森山主査、横内主任、田中

内容

1. あいさつ

- ・桐川教育長、高畑委員長

2. 議題及び審議内容（特記事項のみ）

（1）平成15年度事業報告について

※資料1に基づき森山主査が説明

※補足説明（青木課長）

- ・開発行為等に伴う埋蔵文化財の試掘調査については、昨年度の倍以上の件数を実施しておりますが、その原因としては個人の住宅建設が多い状況です。
- ・資料の整理作業については、金原の関根家文書のマイクロフィルム撮影を実施しております。
- ・資料館事業については、「島村盛助」をテーマにした特別展では、約3200人の来館者を記録しました。これは、資料館の開館時以来のことです。
- ・現在開催中の企画展「宮代の道」についても好評をいただいております、これとあわせて企画した郷土史講座は、新聞で取り上げていただいたことも影響して、定員30名のところに80名の申込をいただいたところです。また、古文書講座についても28名と例年以上の参加者で実施させていただいております。
- ・子供体験講座については、参加者が1名のみという事例もあり、内容の見直しを行なう必要があると認識しております。先人の知恵や知識、技術を多くの子供たちに伝える意味で、この講座は重要であると考えておりますが、是非、委員の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

【審議内容】

（子供体験講座について）

- ・飯田委員：子供体験講座については、学校との連携が重要であると思います。
- ・青木課長：学校にチラシを配るなどのPRを行なっていますが、テーマによって興味のあるなしが変わってくるとは思われますが、なかなか参加者が増えない状況です。
- ・新井委員：実費などはとっているのですか。
- ・横内：無料です。
- ・横内：これまでは、土曜日を開催日としていましたが、土曜日は習い事をしている子供が多いという話も耳にしているため、開催日の見直しも必要と考えています。
- ・島村委員：日曜日はスポーツ少年団などがあることが多いです。また、部活動や塾などもあり、最近、社会教育事業に参加してもらう余地がなくなってきました。その中のすき間になんとかして参加してもらうような工夫が必要です。しかし、講座の内容は、単に面白いというだけの講座ではいけないと考えます。

- ・桐原教育長：学校の教師から子供たちにPRすることも重要であると思います。
- ・新井委員：学校の先生の講座への参加はあるのですか。
- ・森山主査：ほとんどない状況です。
- ・新井委員：学校の先生が講座を体験することが、子供たちの参加のきっかけになると思います。
- ・桐原教育長：学校の授業としても、もっと活用できれば良いと考えます。
- ・横内：石臼の団子作りなどは、総合学習の授業の一環として開催しており、子供会の参加事例もあります。
- ・島村委員：子供体験講座の対象はどのように設定しているのですか。
- ・横内：小学生です。
- ・島村委員：小学生といっても、1年生から6年生では幅が広く、テーマの設定が難しい部分もあると思いますが、逆に限定してしまうのも難しいと思います。

(特別展について)

- ・新井委員：特別展の来館者の町内、町外の内訳はどのようになっていますか。
- ・横内：だいたい半々です。今回は、島村先生のご子息（教師）の教え子の関係者の方も多く来館していただきました。
- ・新井委員：地元出身の埋もれた偉人を取り上げることは大切なことであり、地域の博物館ならではの展示であると思います。盛助氏関係の資料についてはどのように保存されているのですか。
- ・横内：盛助氏関係の資料については、資料館に寄託していただく方向で所有者にお願いしております。また、同家に伝わる江戸時代の名主関係の資料については、寄贈いただく方向で調整させていただいています。
- ・島村委員：地元出身の人物を取り上げることは、地域に密着した郷土資料館ならではの展示であると思います。今後も、今回ほどに大々的と言わないまでも、ミニ展示などで町の偉人を紹介していくのも良いと思います。

(2) 文化財の新規指定について

※新規指定文化財の候補案4件（戸田家文書、折原家文書、逆井遺跡第1号ブロック出土石器、川島の庚申塔）について、指定文化財に関する調書（別添）に基づき事務局各担当から説明を行った。

※補足説明（青木課長）

- ・今回提示させていただいた候補4件については、前回の会議で提示させていただいた31件の候補の中から、これまで指定を行っていない分野のものを選定を行なわせていただきました。4件全てを今回の指定対象とするかどうかという点も含めましてご審議のほどお願いいたします。
- ・なお、戸田家文書については、お手元の町史資料集（目録）に掲載されているものを一括して指定する方法を提案させていただいております。
- ・また、折原家文書については、目録に掲載されていない典籍や刊行物の取扱いが課題となっておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

【審議内容】

(戸田家文書、折原家文書について)

- ・新井委員：今回の調書のものだけが審議の対象と考えてよろしいですか。

- ・青木課長：そのように考えています。なお、古文書については、他にも候補となるべきものがありますが、今回は、個人所蔵となっているものに限らせていただいたところです。
 - ・新井委員：そのような理由であれば理解できると思います。今回対象となっている古文書の所有者は寄贈の意向はあるのでしょうか。
 - ・青木課長：確認はしていません。
 - ・島村委員：戸田家文書については、古文書と一緒に発見された印鑑は指定対象に含まれているのですか。
 - ・横内：含まれます。
 - ・島村委員：筆筭も同様に含まれるのですか。どのくらい古いものなのかわかりませんが。
 - ・青木課長：「古文書群」として捉えると重要になってくると思います。筆筭についても、「付」扱いとして指定することは可能であると思われます。
 - ・新井委員：古文書については、総点数一括として指定することが理想だと思います。県の場合は、同じ家から発見された古文書でも時代やその他のカテゴリに分けて指定を行なっている部分もありますが、本来は「古文書群」として一括して考えていくことが理想的であると考えます。仮に、古いものだけを限定して指定すると、所有者にとっては、それ以外のものに対する重要性の意識が希薄になってしまう恐れがあります。
 - ・横内：戸田家文書については、町史資料集としてまとめた（今回の指定対象）以外に、その後、時期は比較的新しいですが全体で約500点ほどの文書が出てきており、その取り扱いについてはどのようにしたらよろしいでしょうか。
 - ・島村委員：新しく発見されたものも指定対象に含めるべきでは。
 - ・新井委員：古文書群といっても、どこで線引きを行なうかが難しいと思います。
 - ・青木課長：町史資料集（目録）に掲載されているものだけに限定するという考え方もありますが、折原家文書の場合は、典籍や刊行物の量が多すぎたため目録に掲載しておらず、それらの取り扱いについても課題となっています。
 - ・新井委員：典籍もまとまっていれば重要性が増してくるものもあります。目録掲載に限定して指定する方法がわかりやすいと思います。仮に、時代などでくくりをつけると分別などの作業が大変になります。また、員数については、整理の方法（考え方）によって点数に相違が生じてしまうので一括として指定し、その内訳を別記する方法が良いと思います。
 - ・青木課長：それでは、戸田家文書、折原家文書ともに指定する方向でよろしいでしょうか。
 - ・高畑委員長：では、一件ずつということで、戸田家文書の指定については、事務局案（指定に関する調書）のとおりで指定を行なうという方向でよろしいでしょうか。
 - ・一同：意義なし。
 - ・高畑委員長：次に、折原家文書についても、事務局案（指定に関する調書）のとおり指定を行なうという方向でよろしいでしょうか。
 - ・島村委員：事務局案では、典籍が含まれないが、それらを含めて今後の調査などによる追加指定の余地を残しているのであれば事務局案のとおりが良いと思います。
 - ・一同：賛成。
- (逆井遺跡第1号ブロック出土石器について)
- ・高畑委員長：つづいて、逆井遺跡の石器と川島の庚申塔についてはいかがでしょうか。
 - ・中村委員：逆井遺跡の石器については、員数が一式という表記になるのですか。

- ・青木課長：一つの遺構から出土した「セット」という考え方です。
- ・中村委員：大宮台地では、細石器がまとまって出土している事例は逆井遺跡のほかに例がないので重要な資料であると思います。礫は、指定対象に含まれるのですか。
- ・田中：含みません。石器ということで、具体的には、細石刃46点、細石核10点、石核2点、剥片111点、碎片45点が指定の対象となります。
- ・高畑委員長：それでは、逆井遺跡第1号ブロック出土石器については、事務局案（指定に関する調書）のとおりで指定を行なうという方向でよろしいでしょうか。
- ・一同：意義なし。

(川島の庚申塔について)

- ・高畑委員長：では、川島の庚申塔についてはいかがでしょうか。
- ・新井委員：現在の管理は誰が行なっているのですか。
- ・青木課長：地区の管理になっています。
- ・新井委員：この地区には現在も講は残っているのですか。
- ・青木課長：残っていません。
- ・新井委員：また、延宝年間以降の庚申塔も一緒にあるのですか。景観的な要素を考えた場合、一点だけではなく一緒に存在するものを「群」として考えることも重要であると思います。
- ・青木課長：4～5基の庚申塔が存在していますが、ご指摘のとおり全体の関連性として考えていく方法もあると思います。
- ・島村委員：群として捉えると町内には他にも元禄期以降の庚申塔もあり、その取扱いの問題も考えなくてはいけなくなります。
- ・新井委員：全体として「群」としてのまとまりの裏付けが確認できれば問題ないのではないのでしょうか。
- ・青木課長：今は県道の高さが上がってしまったのでわかりにくいですが、もともとは「庚申塚」として少し高くなっている場所でしたので、群としてとらえることでかえってその経緯もわかってもらえると思います。
- ・島村委員：町内で1番古い庚申塔が含まれている庚申塚という整理もできると思います。
- ・青木課長：それでは、川島の庚申塔については、「群」としての指定方法に関して、講に関する民俗的な視点も加味しながら、もう一度調査させていただく方向でよろしいでしょうか。
- ・高畑委員長：それでは、最終的には、川島の庚申塔を除く3件を今回の指定対象とすることよろしいでしょうか。
- ・一同：意義なし。
- ・青木課長：それでは、今回の審議結果を踏まえまして、指定には古文書の所有者の方の同意が必要となりますので、その手続きを進めさせていただきます。

以上